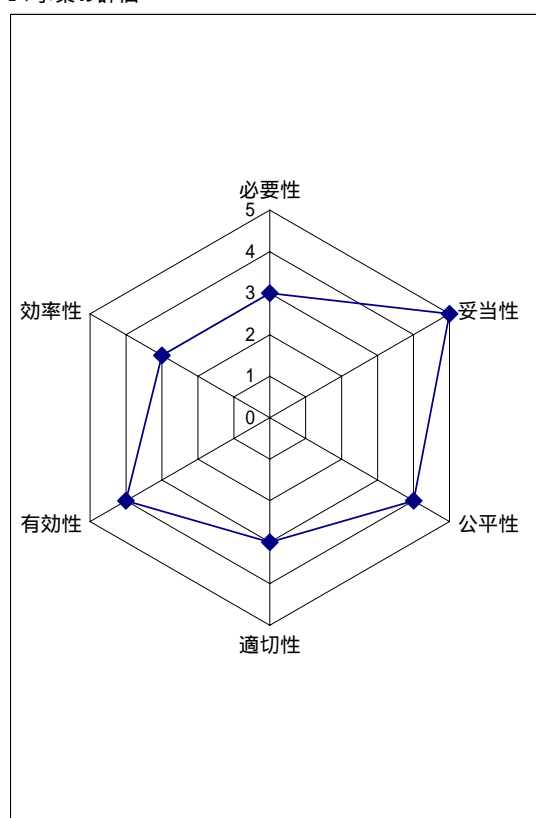


事務事業名	在宅サービス低所得利用者負担軽減事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	総合的な地域福祉のしくみづくり	担当係名	介護保険係
施策	その他		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	訪問入浴介護及び通所介護の利用者負担額を助成することにより、それらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、平成13年4月より実施する。対象者は第1号被保険者のうち訪問入浴及び通所介護を利用し、市民税が課せられていない方に対し、利用者負担額の5/10相当分を助成する。		
事業の期間(開始/終了)	平成13年 4月 / 99年 9月		
根拠法令、条例、規則など	結城市訪問入浴介護、通所介護に係る 利用者負担額助成に関する要項		
事業が対象としている人(モノ)	要介護(要支援)認定者		
具体的な活動内容	訪問入浴介護・通所介護利用者負担額助成申請書受付(新規・更新)		
	審査・決定通知書発送		
	訪問入浴介護・通所介護利用者負担額助成金請求書受付		
	審査・支払い決定(振込み)		
事業の成果	居宅サービスの利用促進が図られる。		
	軽減対象者の負担軽減が図られる。		
	申請により軽減対象者の把握ができる。		
	請求により助成金の把握ができる。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	3 どちらとも言えない 低所得者の居宅サービスの利用促進の観点から、事業の継続を望むが、平成18年度の介護保険制度の改革により、事業の見直しが必要と考える。
妥当性	5 行政以外にはできない事業である 介護保険制度は、市町村が保険者であり、行政以外にはできない事業であると考え。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 軽減対象者を、市民税非課税世帯に属している方を対象としている。
適切性	3 どちらとも言えない この事業は、償還払い方式で実施している。市単独事業で実施するのではなく、介護保険制度のなかで対策を考えるべきである。
有効性	4 概ね目標水準に達している 居宅介護支援専門員との連携のもと実施している。
効率性	3 どちらとも言えない この事業は、償還払い方式で実施している。市単独事業で実施するのではなく、介護保険制度のなかで対策を考えるべきである。

総合評価	介護保険制度で補えない部分を市単独事業で実施したことは、評価できる。
------	------------------------------------

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	当事業が介護保険制度の低所得者対策事業に位置づけされていない中、市独自の施策として実施していることは、大いに評価できると思う。低所得者の生活の安定と居宅サービスの利用促進の観点から、他の居宅サービスへの拡充も考えられるが、厳しい財政状況であるので、このまま維持継続する。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	低所得の高齢者のための福祉事業として必要不可欠な事業であるので、継続実施する。			